

加盟店契約を締結する主体等による加盟店の調査等について
(前回御意見の整理)

前回の御意見を踏まえ、以下のような検討を継続する必要があるのではない
か。

1. 「加盟店の調査についてどの定度の措置が望ましいか」について

○ 前回御意見の要旨

- ・ 既存の国内アクワイアラーについては、自主的に審査が確保されており加盟店調査を強化する必要はない反面、海外経由の取引については一定のルールに服させるべき。この際、国内の取引及び海外経由の取引いずれにも同一のルールを適用すべき。
- ・ 求めるべき措置のモデルは、過剰に加盟店を絞り込まないという観点も踏まえ、厳しい契約時審査を求めるのではなく、事後的に不適正な加盟店を排除する方向ではないか。他方、国内アクワイアラーが契約時審査を手厚くすることで対処してきた経緯を尊重し、このモデルの変更を強い、いたずらな業務負担を生じさせるべきではない。
- ・ 契約時に事業者や代表者、取扱い商材等、最低限の確認は必要。
- ・ 苦情等の情報が寄せられるのはイシューであることを踏まえ、イシューが有する苦情情報を効果的に活用する方法の検討が必要

○ 検討の方向性

- ・ 既に審査モデルを確立している事業者の取組を活用するという観点に配慮し、結果として不適正な加盟店を生じない仕組みを求め、その手法は、契約時に最低限の事実確認を求める以外、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で、実現性の検証や具体化の検討を進めてはどうか。
- ・ 海外経由の取引についても、日本国内の加盟店と取引を行う際には、ルールに服すべきとすることが想定されるが、通信販売等で加盟店自身が海外に所在する場合に、他の制度的枠組み・国際ブランドとの連携等の他の取組を含め何らかの対応が可能か。
- ・ イシューからの加盟店の調査を行う主体等への情報提供のあり方はどうあるべきか。

2. 「加盟店の調査を行う主体をどのように捉えるべきか」について

○ 前回御意見の要旨

- ・ 加盟店をクレジットカード利用ネットワークに参加させるか否かを判断す

るのはアクワイアラーであるが、実務上、加盟店との連絡等を決済代行業者が行う場合も多く実質面に配慮する必要がある。また、アクワイアラー、決済代行業者という二項対立に陥らず、実効的に取組を確保する視点も必要。

- ・ そもそも、いわゆる決済代行業者にも加盟店の業務処理を代行する者からアクワイアラー業務の一部を代行して加盟店契約に関与する者もあり、何を決済代行業者と考えるか概念整理が必要。
- ・ アクワイアラー又は決済代行業者に対する責任を検討することで、イシューアの責任をなくしてはならないという御意見があった一方、各主体に重畳的に義務を課すことに慎重な御意見があった。

○ 検討の方向性

- ・ いわゆる決済代行業者のうち、加盟店の調査・是正を実質的に行える者を分類するという観点から、取引実態の分析を行い、アクワイアラーと実質的に調査・是正を行える者の役割を更に検討してはどうか。
- ・ 加盟店調査に関するイシューアの責任については、1. に記載の情報提供という観点で検討してはどうか。

3. 「上記のような措置をどのような枠組みで確保するか」について

○ 前回御指摘の要旨

- ・ イシューアを中心とした現行法の構造ではなく、クレジットカード取引全体として捉え、最低限のルールを確保することが必要。
- ・ 自主ルールのみでは既に機能していない。

○ 検討の方向性

- ・ カード会員、加盟店及びカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューアについてカード会員への与信枠供与等に係る規定、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行える決済代行業者について加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で実現性の検証や具体化の検討を進めてはどうか。

以上